

# 輸出者等遵守基準等の改正について

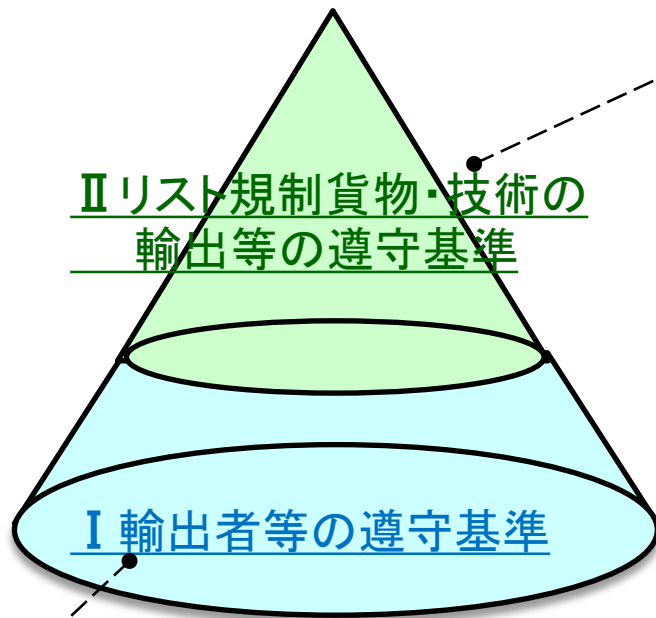


令和4年3月  
経済産業省  
安全保障貿易管理課  
安全保障貿易検査官室

# 輸出者等遵守基準(省令) 改正

2022年5月1日施行

- 昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていること、機微な貨物の流出事案が発生したことを踏まえ、輸出者等による安全保障上の機微な貨物の流出を未然に防止する体制を強化するために輸出者等が遵守すべき基準等を改正し本年5月1日から施行。**(改正箇所は以下の赤字部分)**
- 業として貨物・技術の輸出等を行う者(輸出者等)は、本基準に従って適切な輸出・技術提供を行う必要あり。
- 特に特定重要貨物等(リスト規制貨物・技術)を扱う輸出者等にあつては、以下のⅠ及びⅡの基準を遵守する必要あり。(特定重要貨物等(リスト規制貨物・技術)を扱わない場合は、Ⅰの基準のみ遵守)



## Ⅰ 輸出等を行うに当たって遵守する基準

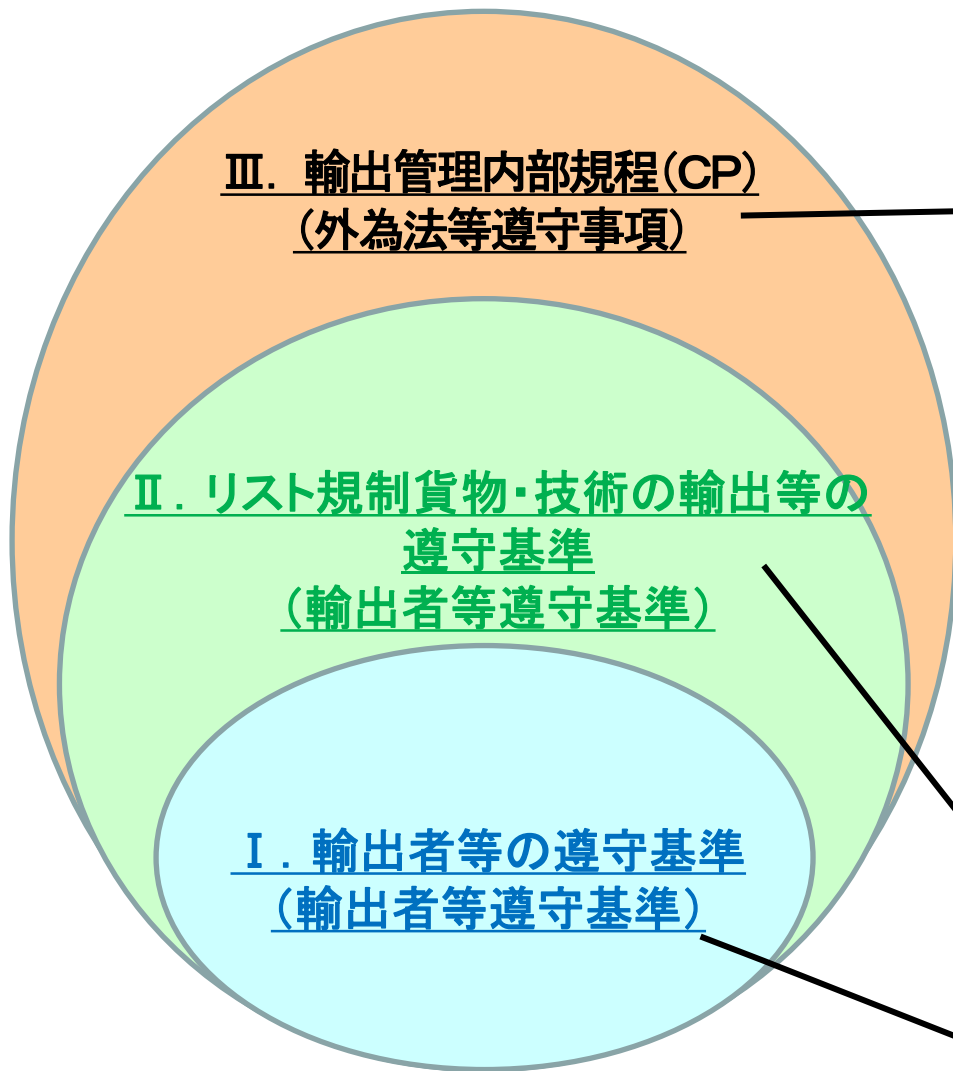
- ① 輸出等を行う貨物等がリスト規制貨物・技術に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

## Ⅱ リスト規制貨物・技術の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制貨物・技術の輸出等に当たり用途確認及び**需要者等\***の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。  
需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を入手する場合には、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ リスト規制貨物・技術の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認(指導等)を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に指導等を行うよう努めること。
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反した及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

\* 需要者等: 省令第1条第二号二(需要者(技術を利用する者も含む)、輸入者(技術取引の相手方も含む)及びこれらの代理人)

# 輸出者等遵守基準と輸出管理内部規程(CP)の関係



## III. 輸出管理内部規程

○「輸出管理内部規程(CP)の届出について」別紙1「外為法等遵守事項」の『基本方針』と『個別事項(8項目)』のすべてを含み、最新の法令・制度に基づく内部規程であれば、原則、輸出者等遵守基準のI及びIIは満たすものとなる。

## ○ IIとの違い

監査、研修、**子会社指導等**、文書保存が努力義務ではなく必ず実施する規定となる。

II. リスト規制貨物・技術の輸出等を行う者が対象

I. 業として貨物・技術の輸出等を行う者が対象

- 輸出者等遵守基準の改正に伴い「輸出管理内部規程の届出等について」(CP通達)別紙1の「外為法等遵守事項」を改正し本年5月1日より施行。**(改正箇所は以下の赤字部分)**
- 改正内容を輸出者等が輸出管理を適切に実施するため**既存の輸出管理内部規程を改正し本年5月1日から10月31日迄**に提出する必要あり。(CL提出・審査期間の7月から8月末までは除く)

## I 基本方針

組織として外為法等輸出関連法規の遵守を明確に定め、周知徹底し実行すること。

## II 個別事項(輸出者等遵守基準、リスト規制、キャッチオール規制、通常兵器補完的輸出規制に対応していること。)

### 1 輸出管理体制

組織の代表者を輸出管理の最高責任者とし、業務分担・責任範囲を明確にすること。

### 2 取引審査(該非判定を含む)

- (1) 取締役等を取引審査の最終判断権者とし、疑義ある取引等を未然防止すること。
- (2) 該非判定の手続を明確化し実施すること。
- (3) 用途及び**需要者\***の確認を行う手続を定め、手続に従い確認を行うこと。**(改正前:顧客の審査手続の明確化・実施)**
- (4) 特定重要貨物等の輸出等について、用途及び**需要者(技術を利用する者も含む)**の確認に必要な情報を**需要者以外から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続きを定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。**  
**(改正前:需要者・用途の確認)**

### 3 出荷管理

- (1) 出荷時に、取引審査により確認した貨物等と一致しているかの確認すること。
- (2) 通関時の事故発生は輸出管理部門に報告すること。

### 4 監査

監査の体制・手続を定め、定期的を実施すること。

### 5 教育(指導及び研修を含む)

輸出等の従事者に指導とともに研修を実施すること。

### 6 資料管理

- (1) すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載・記録すること。
- (2) 輸出関連書類等を輸出又は提供時から7年間保存すること。  
(輸出令別表第1及び外為令別表の5項から16項については、5年間保存すること。  
ただし、特一包括許可の返送に係る輸出等の場合は一律7年間保存すること。)

### 7 子会社及び関連会社の指導

- (1) 子会社及び関連会社に対し安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うこと。
- (2) **輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認(指導等)を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に指導等を行うこと。(追加)**

### 8 報告及び再発防止

法令違反した又は法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。(関係者に厳正な処分を行うことを含む。)

\* 需要者等:省令第1条第二号二(需要者(技術を利用する者も含む)、輸入者(技術取引の相手方も含む)及びこれらの代理人)

# CP通達改正の概要①

## ● CP通達の改正ポイント

1. 用途確認に加え、需要者等を明確にして確認すること。
2. 需要者(技術を利用する者も含む)以外から用途及び需要者に必要な情報を得ている場合、その情報の信頼性を高める手続※を定め用途及び需要者の確認を行うこと。(特定重要貨物等の輸出等の場合)

## ポイント1・2

- ✓ 需要者等とは、省令第1条第二号ニにより「技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう」と定義、既存の需要者等の対象を再確認した上で審査が必要。  
需要者等の確認には、「みなし輸出」管理の運用明確化に伴う「特定類型該当者の確認」も含む。
- ✓ 需要者(技術を利用する者も含む)以外から間接的に取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者はその情報の信頼性を高める手続により確認すること。(特定重要貨物等の輸出等の場合)

### <例>

需要者・用途確認

需要者・用途確認の際の情報確からしさを高めるためには、輸出者Aは、**荷受人Bの情報を鵜呑みにせず**に補完的な措置をとることが必要。



### ※「信頼性を高める手続」の具体的な内容:

- ✓ 公開情報の定期的な確認(例えば1回/年)
- ✓ 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
- ✓ 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング
- ✓ 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引内容に盛り込むこと 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

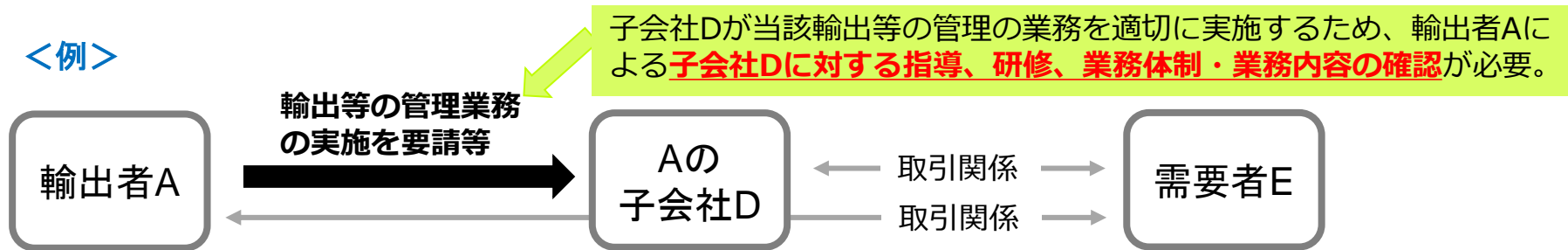
## CP通達改正の概要②

- CP通達の**改正ポイント**(続き)
  3. 子会社が特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め定期的に指導等を行うこと。

### ポイント3

- ✓ 特定重要貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社(海外子会社を含む。)\*1がいる場合、当該子会社に対する安全保障貿易管理に係る**指導等\*2**を行うこと。  
(例えば、用途確認のため**事前審査や事前確認**を子会社が実施している場合、当該子会社は対象。)
  - \*1: 子会社とは、会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、海外子会社も含む。
  - \*2: 子会社の指導・研修及び子会社の業務体制・業務内容の確認(指導等\*3)を行う体制・手続を定め定期的に当該指導等を行う。
- ✓ 輸出者等が子会社に**輸出等の管理に係る業務を全く実施**させていない場合、当該子会社は対象外。

#### <例>



#### \*3「指導等」の具体的な内容:

- ✓ 指導とは、最新の法令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導(改善指導を含む。)
  - ✓ 研修とは、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修
  - ✓ 業務体制及び業務内容の確認とは、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査等の結果の検査・確認 等
- ※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

# CP通達改正に伴うCPの変更点

## ●用途の確認

【特定重要貨物等の輸出等の場合、情報の確からしさを高める手続・確認を追加】

「特定重要貨物等(リスト規制貨物等)の輸出等は、用途の確認に必要な情報を需要者(技術を利用する者も含む)以外から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続に従い用途の確認を行う」という主旨を追加。

➡ 具体的な「情報の信頼性を高めるための手続」については、各社の規定構成によるが細則等により定めること。

## ●需要者等の確認

【①需要者等の確認に修正、②特定重要貨物等の輸出等の場合、情報の確からしさを高める手続・確認を追加】

① 「〇〇部門等は、～(略)～ 輸出等における需要者等について、(手続に従い)～(略)～ 確認を行う」  
という主旨に修正等。

✓ 「需要者等」には、みなし輸出管理の明確化に伴う「非居住者から強い影響を受けている居住者(特定類型該当者)」の当該居住者及び強い影響を与えている非居住者を含む。

\* 特定類型該当者の判断は、役務通達1(3)用語の解釈 サ を参照のこと。

\* 当該居住者への技術の提供は、「非居住者への技術の提供」に含む。

➡ みなし輸出管理に関するCP変更は、特定類型該当者が需要者等に含まれ、その技術提供が既に規定されている技術提供の範囲内であるため必ずしも改正する必要はない。各社の規定構成や管理・審査方法等の状況に応じ、定義等の追加や具体的な該当性の確認等の手続については細則や各社の他の規則等で定めること。

✓ 改正以外に需要者等の確認に特定重要貨物等(リスト規制貨物等)を輸出する場合で「軍若しくは軍関係機関、又はこれらに類する機関である。」が規定に含まれていない場合には追加。(特別一般包括許可を取得してる者は必須。他は任意。)

② 「特定重要貨物等(リスト規制貨物等)の輸出等は、需要者(技術を利用する者も含む)の確認に必要な情報を需要者以外から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続に従い需要者の確認を行う」という主旨を追加。

➡ 具体的な「情報の信頼性を高めるための手続」については、各社の規定構成によるが細則等により定めること。

## ●子会社及び関連会社の指導

【特定重要貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社への指導等を追加】

「輸出者等の特定重要貨物等(リスト規制貨物等)の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認(指導等)を行う体制及び手続を定め、当該手続に従い定期的に指導等を行う」という主旨を追加。

➡ 具体的な「指導等を行う体制及び手続」については、各社の規定構成によるが細則等により定めること。

# CP内容変更の相談対応及びHPリンク

- CP内容変更について御不明な点については、以下のHPに掲載の**輸出者等遵守基準省令改正に伴うQ&A**、**輸出管理内部規程の届出等についての改正に伴うQ&A**を確認・理解の上、相談対応の窓口に御連絡をお願いします。
- **CP内容変更に関する相談対応は、本年3月1日から開始**しています。(CL提出・審査期間の7月から8月末までは除く)

## ■ 輸出者等遵守基準省令・CP通達改正

- ✓ 相談対応 輸出者等遵守基準関連相談窓口：[bzl-qgfcbh@meti.go.jp](mailto:bzl-qgfcbh@meti.go.jp)  
件名：[「CP（受理番号）・企業名（自社名）・CP相談について」](#)と記載
- ✓ HPリンク [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance\\_programs.html#1118](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html#1118)  
【輸出者等遵守基準】  
輸出者等遵守基準省令改正に伴うQ&Aを掲載。  
【輸出管理内部規程（CP）とは】  
輸出管理内部規程の届出等についての改正に伴うQ&Aを掲載

## (参考) 「みなし輸出」管理の明確化に係る相談対応及びHPリンク

### ■ みなし輸出管理の運用明確化

- ✓ 相談対応 ①**特定類型該当性やその確認手続に関する相談窓口**：[bzl-minashi-QA@meti.go.jp](mailto:bzl-minashi-QA@meti.go.jp)
  - a 通達の文言解釈に関するご相談
  - b 個別事案における対象者の特定類型該当性に関するご相談
  - c 類型該当性確認手続の規程等への記載に関するご相談
  - d その他制度全体に関するご相談（②の内容を除く）②**許可申請書類・記載内容に関する相談窓口**：[bzl-qgfcbf@meti.go.jp](mailto:bzl-qgfcbf@meti.go.jp)
  - a 「みなし輸出」関連の役務取引許可申請に当たって必要となる書類に関するご相談
  - b 「みなし輸出」許可申請に当たって必要となる書類の記載内容に関するご相談
- ✓ HPリンク <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>  
※「みなし輸出」管理の明確化に伴う説明概要やQ&A等を掲載。